

「夢を生きる賞」申請書の確認作業にあたって、書類が応募資格を満たしているかどうかを判断するための指針が必要な場合は、次のリストをご参照ください。

1. **国際ソロプチミストアメリカのメンバー国・地域に居住している**
  - 第Ⅰ部：「基本情報」を参照
  - (アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、グアム、日本、韓国、メキシコ、北マリアナ諸島、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、プエルトリコ、台湾、米国、ベネズエラ)
2. **大学院以上の学位を保持していない**
  - 第Ⅰ部「最終学歴」を参照
  - ただし、大学院以上の学位を取得している場合でも、現在の居住地域でその学位が有効な学位として認められておらず、また受講中の授業が修士号以上の課程の単位とならない場合は**応募資格あり**
3. **応募者自身以外に1人以上の扶養家族がいる**
  - 第Ⅰ部「扶養家族の数（あなたご自身は含まれません）」を参照
  - 子供（応募者が経済的に扶養している成人した子供を含む）、配偶者、パートナー、姉妹・兄弟、姪・甥、親など。なお確定申告で扶養家族を申告している必要はない
  - 応募者女性が妊娠中の場合も**応募資格あり**
  - 被扶養者がいない場合、**応募資格なし**
4. **専門学校または職業訓練校、あるいは大学課程に現在在籍している、または入学が決まっている**
  - 第Ⅱ部：「目指している教育・職業上の目標」を参照
  - 高卒認定試験、または高等学校と同等レベルでも可
  - 2つ目の学士号でも可
  - 応募者が学士号を取得済みの場合、キャリアアップを目的とした認定または課程（例：不動産の資格など）でも可

- ※卒業予定年月が記載されていない場合は記載不備とみなされます。詳しくはお問い合わせください。
- 賞金が支給される前に学業を修了する場合 – 応募資格なし
  - 学業修了または卒業のタイミング（2026年1月よりも前、またはクラブの賞金支給時期に応じたタイミング）が理由で応募資格を満たさない場合、卒業または学業修了の日付を応募者に確認してください。このような応募者に賞を授与するか否かは各クラブに判断が委ねられます。ただし、クラブ・レベルで選出された場合、それ以降のレベルの賞への応募資格はないものとみなされます。
- 応募者がすでに修士号以上の学位（修士号、法学博士/法務博士、医学博士/歯学博士/獣医学博士、博士など）を取得済みの場合、応募資格なし
- 受講中の教育課程、認定課程、又はライセンス取得課程が修士号、博士号、もしくはそれらと同等の学位（米国内外の教育課程が該当）の単位となる場合、応募資格なし

#### 5. 応募者が自身と扶養家族の家計を支える主たる収入源である

- 第Ⅲ部「B. 収入」セクションにおける経済状況および援助に関する回答を参照
- 応募者が結婚している場合、配偶者が扶養家族として記載されているか、「家計に関する情報」の「収入」において配偶者の収入が記載されている必要がある（雇用およびその他の収入源からの配偶者の総収入は、応募者本人の総収入よりも少なくなければならない）
- 養育費は応募者本人のその他の収入に該当し、応募者以外の人物が応募者の家計に寄与する収入とはみなされない
- ※「収入」セクションがほぼ未記入か、経済状況が不明瞭である場合は記載不備とみなされます。詳しくはお問い合わせください。
- 配偶者、パートナーまたは親が応募者自身よりも多い金額、あるいは同等の金額を収入として家計に寄与している場合、応募資格なし

#### 6. 経済的援助を必要としている

- 前述の「収入」セクションと「E. 支出」セクションにおける経済状況の回答を比較参照
- 応募者は、「いずれかの支出項目が「0」である場合は、その理由を説明してください」の回答欄に説明を記載できます。
- 「支出」の「年間の学費、教科書代、その他諸費用の合計額」の回答欄に記入がない（経済援助の必要性が正確に反映されていない）場合は記載不備とみなされます。受講にあたって生じる費用全額を記載するよう応募者にお伝えください。また学費援助、学費ローン、その他の経済支援を必ず「収入」セクションに記載してもらう必要があります。

## 7. 教育・職業上の目標の達成に意欲がある

- 第Ⅱ部「E.  
600字以内で、あなたの目指している職業上の目標と、修得しようとしている教育・訓練が…」の問い、及び第Ⅳ部「ご自身についての記述」の問いを参照。
- ※申請書の長文回答のどちらか1つでも未提出である場合は記載不備とみなされます。応募者に連絡を取り、長文回答を確実に提出してもらうようにしましょう。
- ※回答にAIが使用された疑いがある場合は記載不備とみなされます。応募者に一旦書類を返却し、応募内容の見直しを行い自身の言葉で書かれていることを確認するようお願いしましょう。

## 応募者が申請書の第Ⅴ

部「合意」に署名すると、次の応募資格要件を満たしているものとみなされます。

- 応募者は、過去にソロプチミストの「女性に機会を与える賞」または「夢を生きる賞」を受賞したことがない
- 応募者は現在ソロプチミストの会員ではなく、国際ソロプチミストアメリカの従業員またはその近親者ではない
  - 養子、血縁、または婚姻関係に因る配偶者またはパートナー、親、姉妹・兄弟、子供、孫を含む「近親者」は、応募資格なし
  - その他の関係の場合は応募資格あり

推薦書類について、以下の点をご確認ください。

## 親族以外（血縁関係にある親族や配偶者）からの推薦状が1通以上含まれている

- 1通以上の推薦状が親族（配偶者やパートナーの家族を含む）によるものである場合、応募資格なし
- ※記載不備 –  
1通以上の推薦状で推薦者の連絡先情報（名前、電話番号）の記載が不完全である場合、応募者に問い合わせで不足している情報を補いましょう。